

次世代育成対策推進法・女性活躍推進法に関する一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進

<対策>

- 育児休業取得の対象者への個別の意向確認

目標2：子供を育てる労働者が利用できる措置の周知と取得促進

<対策>

- 対象となる子供を持つ社員への各種制度の周知
- 両立支援制度に関する対象職員・管理職への周知

目標3：有給休暇取得率60%以上を目標とする

<対策>

- 有給休暇の取得を促す

以上